

作成主体の名称：胎内市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

【旧黒川村地域の棚田】

- ・樫谷の棚田
- ・鍬江の棚田
- ・坂井の棚田

範囲については別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止
 - 令和6年度まで樫谷の棚田の保全面積3.2ha、鍬江の棚田の保全面積18.4ha、坂井の棚田の保全面積32.9haの現状を維持する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和6年度までに樫谷の棚田において急傾斜地対応の自走式草刈り機を1台導入し、共同利用する。
 - 令和6年度までに坂井の棚田においてドローンを1台導入し、共同利用する。
- ・担い手の確保
 - 令和6年度までに坂井の棚田の保全に取り組む人材を新たに2人確保する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
 - 令和6年度までに樫谷の棚田に新たにひまわり等の景観作物を10a植栽する。
- ・農産物の供給の促進
 - 令和6年度までに坂井の棚田の棚田米「神楽米」の販売量を0.3tから0.6tに、鍬江の棚田の棚田米「きんのあき」の販売量を0.3tから0.6tに増加させる。
- ・伝統文化の継承
 - 令和6年度までに、現状各集落内で年間1回実施している「鍬江の神楽舞」及び「坂井の神楽舞」の演舞をそれぞれ年間2回以上実施する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 樫谷の棚田において新たに集落間交流によるイベントを実施し、令和6年度までに他集落から年間10人以上の参加者を確保する。
 - 令和6年度までに鍬江の棚田において農村交流体験イベントを年間2回開催し、年

間 35 人以上の参加者を確保する。（現状、年間 1 回、参加者 17 人）

- 令和 6 年度までに坂井の棚田において農村交流体験イベントを年間 3 回開催し、年間 100 人以上の参加者を確保する。（現状、年間 2 回、参加者 70 人）

・棚田を観光資源とした地域振興

- 令和 6 年度までに、坂井の棚田の直売所「里の駅いちべえ」内に新たに加工場及び農家レストランを整備し、現状年間 45 万円の売上を年間 65 万円以上に拡大する。

3 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止
 - 横谷の棚田の貴重な水源となっている沢水を引くための水路が老朽化しているため、維持・補修活動を強化するなど、棚田の保全に努める。
 - 鍬江の棚田及び坂井の棚田において、くくり罠や檻の設置、モンキードッグ等による見回り活動の強化による鳥獣被害対策の推進などにより棚田の保全に努める。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 横谷の棚田において機械の共同利用による営農の効率化を図る。
 - 坂井の棚田においてドローンによる共同での農薬散布を実施するなど、営農の効率化を図るスマート農業の取組を推進する。
- ・担い手の確保
 - 坂井の棚田において地域おこし協力隊制度やインターンシップ等で研修生の受け入れを行い、積極的な営農指導を行うなど、担い手の確保を促進する。

上記のほか、各棚田において必要に応じて棚田の保全に係る取組を実施する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
 - 横谷の棚田は県道沿い及び黒川中学校の通学路に位置しており、共同活動によりひまわり等の景観作物を植栽し、良好な景観を確保する。
- ・農産物の供給の促進
 - 鍬江の棚田及び坂井の棚田において、棚田米の販路の開拓やインターネット販売の拡大により認知度の向上を図る。
- ・伝統文化の継承
 - 鍬江の棚田及び坂井の棚田において、市の無形文化財である「神楽舞」の継承を図るため、集落内外のイベントで演舞を行うなど、伝統文化の継承を図る。

上記のほか、各棚田において必要に応じて棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に係る取組を行う。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 横谷の棚田において、現在は下館集落単独で開催している防災訓練、夏祭り、賽ノ神などの行事を市内他集落と共に催すなど、関係人口の拡大を図る。
 - 鍬江の棚田及び坂井の棚田において、都市部の大学等との農村交流イベント等を通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

- 坂井の棚田において、直売所内に加工場及び農家レストランを整備し、観光で稼げる仕組みを構築する。

上記のほか、各棚田において必要に応じて棚田を観光資源とした地域振興に係る取組を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の胎内市棚田地域振興協議会の参加者及び地域住民である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

胎内市棚田地域振興協議会は、胎内市、胎内市農業協同組合、農業者、地域おこし協力隊で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項